

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	香美町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.mikata-kami.lg.jp/www/contents/1416375856386/index.html

執行機関名 香美町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	香美町福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(こども医療費助成事業)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 1町長の項 香美町福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、 <u>子育て世帯</u> が安心して子育てができるよう、こども保護者に対し、 <u>医療費の一部を助成</u> することにより、 <u>こどもの福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小児の医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、医療費支給認定保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う小児の保護者又は扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う小児の保護者又は扶養義務者に係る住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の <u>支給の調整に関する事務</u>	小児の医療費の被保険者等負担額に相当する額の <u>支給の調整に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 イ	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)第4条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	当該申請を行う小児の保護者又は扶養義務者の医療費の保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ロ	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)第4条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	当該申請を行う小児の保護者又は扶養義務者の医療費の保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ハ	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年告示第83号)第4条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	当該申請を行う小児の保護者又は扶養義務者の医療費の保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--